

高知市公共下水道グループ接続助成金制度について

1 助成制度の概要

公共下水道処理区域内の申請者2人以上でグループを構成し、下水道に接続する際に助成金を交付します。

次の要件を、全て満たす必要があります。

- グループ全員が、事業認定決定通知の日から 90 日以内に接続工事を完了すること。
- 市民税、固定資産税、軽自動車税、下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。

【助成の対象外】・・・新築、法人が設置・管理する住宅、営利を目的とする住宅開発
供用開始日※1から3年以内に接続工事申請をおこなった家屋のみが助成対象となりますので、早期の接続をお願いします。

※1 供用開始日とは、公共下水道(下水道本管など)が整備され、汚水を処理することが可能になった日(告示日)を言います。

2 助成金の額

基本助成金・グループ割増助成金の合計額を、接続工事を行う人それぞれに交付します。
 ただし、助成金は、「基本助成金」と「グループ割増助成金(早期接続割増を含む)」との合計額と、接続工事費の65%(上限)の金額とを比較し、低い金額を交付します。

基本助成金			グループ割増助成金		
種別	金額		グループ人数	金額	早期接続割増
合併浄化槽からの改造(戸建)	3万円	+	2人	2万円	供用開始から1年以内に工事申請された人には + 3万円
単独浄化槽からの改造(戸建)	5万円		3人	3万円	
浄化槽からの改造(共同住宅)	6万円		4人	4万円	
くみ取り式からの改造	6万円		5人	5万円	
水洗便所改造資金助成金※2	上限26万円		6人	6万円	

(例) 6人グループで合併処理浄化槽(戸建)の場合(供用開始から1年以内に工事申請)

対象助成額			
基本助成金	グループ割増助成金	早期接続割増	合計
3万円	6万円	3万円	12万円

※2 グループのメンバーの中で、水洗便所改造資金助成制度の対象者要件(市民税非課税世帯)を満たす方については、上記の「基本助成金」を「水洗便所改造資金助成金」に代えた金額とし、「水洗便所改造資金助成金」と「グループ割増助成金(早期接続割増を含む)」の合計額と、接続工事費の85%の金額とを比較し、低い金額を交付します。

(例) 6人グループで水洗便所改造資金助成金利用の場合(供用開始から1年以内に工事申請)

対象助成額			
水洗便所改造資金助成金 ※工事費の65%で26万円が上限	グループ割増助成金	早期接続割増	合計 ※工事費の85%が上限
26万円	6万円	3万円	35万円

3 助成金の申込み

(1) 排水設備工事指定業者に水洗便所改造の相談・依頼をする際にグループ助成制度の利用をお伝えください。

グループのメンバー全員が同じ指定業者に発注する必要はありません。

(2) 申込者の「市税等納税証明書（官公庁提出用）」をご用意ください。

【発行場所 高知市役所本庁舎2階 資産税課 税務証明係】

(3) お客さまサービス課又は指定業者から「公共下水道グループ接続事業認定・交付申請書」（お客さまサービス課のホームページからダウンロードもできます。）を受け取り、全員が記入のうえ(2)で準備した証明書類と共に指定業者に提出してください。

※ 助成を受けるためには排水設備申請と同時に申請する必要があります。工事着手後は、助成を受けることができませんので、ご注意ください。

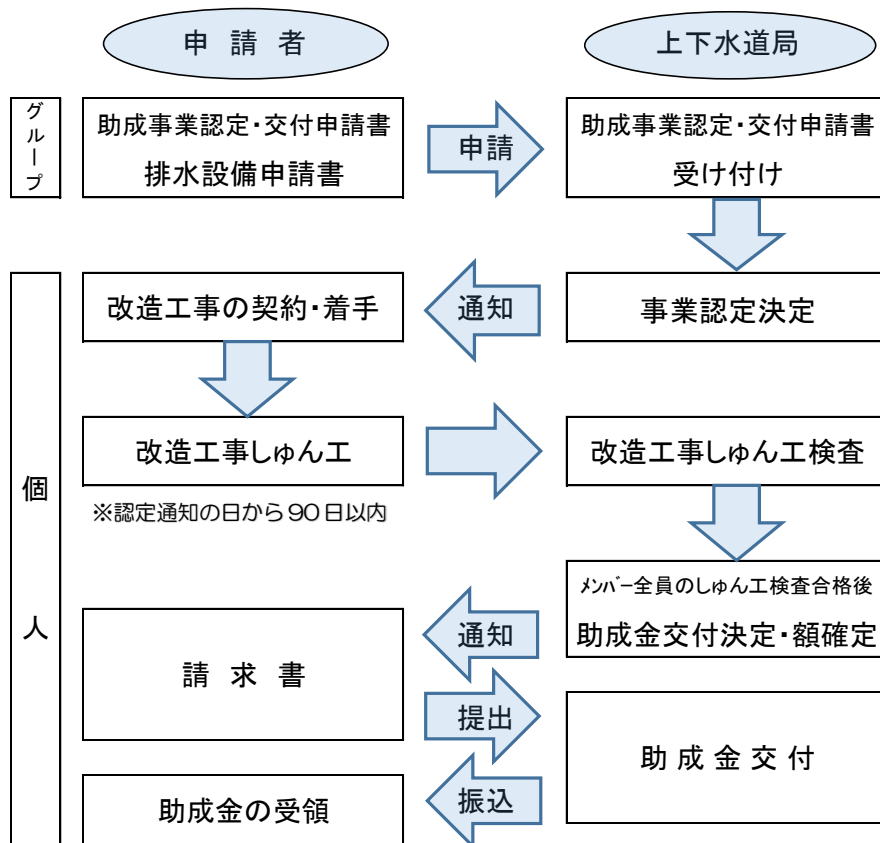
4 申込み後の流れ

(1) グループでの申請が受理・認定されると約2週間で「認定通知書」をメンバーそれぞれにお送りします。

(2) 「認定通知書」を受け取ったら、工事に着手してください。

(3) 工事が終了し、検査に合格すると「助成金交付決定兼助成金額確定通知書」をメンバーそれぞれにお送りします。

(4) 「助成金交付決定兼助成金額確定通知書」を受け取ったら助成金の交付請求をしてください。請求書を受理してから約3～4週間程で助成金が入金されます。



5 その他

工事資金を市の指定する金融機関から借入れを考えている方は、水洗便所改造資金利子補給制度を利用できます。なお、制度の利用にあたっては、事前に金融機関に融資の可否をご確認ください。